

農業土木工事におけるウィークリースタンス実施要領

1 目 的

2024年度から建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

2 対 象

熊本市が発注する農水局所管の農業土木工事を対象とする。

ただし、災害復旧の応急工事など緊急性を要する場合は除くものとする。

3 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。

また、災害発生などの緊急対応については、以下の限りではなく、受発注者が協力して臨機の対応をすること。

(1) 依頼日・時間及び期限に関すること

・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

(2) 会議・打ち合わせに関すること

・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない。(具体的な時間を設定)

・打合せは、WEB会議等の活用にも努める。

(3) 業務時間外の連絡に関すること

・業務時間外に急な作業を伴う連絡を行わない。

・受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

(4) その他必要な取り組みがある場合は、受発注者間において確認のうえ、決定すること。

4 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とする。工事に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施する。

着手時の打合せにおいて、設定した取組内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

5 特記仕様書記載例

別紙の特記仕様書記載例を参考に記載する。

6 適 用

本要領は、令和7年(2025年)1月17日(金)以降に契約依頼を行う工事に適用する。

また、令和6年(2024年)7月11日以降に契約依頼を行った工事についても適用できるものとする。

附 則

この実施要領は、令和7年(2025年)1月16日から施行する。

特記仕様書の記載例（ウィークリースタンス）

特記仕様書に以下を追記する。

第〇条 ウィークリースタンス

本工事は、ウィークリースタンスの対象であるため、「農業土木工事におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。